③　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知（令和２年４月１日一部改正））及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑿　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒀　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年２月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒁　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

⒂　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⒃　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒄　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての資格要件を満足するものとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における令和３・４年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「鋼構造物工事」の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工実績

①　平成18年度以降（過去15年間）に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、次に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また据付も同様である。

②　同種工事とは「ゲート製作据付工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作時及び現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　監理技術者にあっては、次のいずれかの資格を有する者。

ア　一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士

イ　技術士（建設部門（鋼構造物及びコンクリート）、総合技術監理部門（建設：「鋼構造物及びコンクリート」）

ウ　一級建築士

エ　国土交通大臣認定者

②　主任技術者にあっては、次の資格のいずれかの資格若しくは経験を有すること。

ア　一級又は二級土木施工管理技士（土木）若しくは一級又は二級（躯体）建築管理技士

イ　技術士（建設部門：「鋼構造物及びコンクリート」、総合技術監理部門（建設：「鋼構造及びコンクリート」））

ウ　一級建築士

エ　技術検定（鉄工（製缶作業）又は「構造物鉄工作業」・製罐）（等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を要する。だたし、平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上。）

オ　基幹技能者（登録橋梁基幹技術者）

カ　指定学科（土木工学、建築学又は機械工学に関する学科）を卒業後、「①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学を含む）３年以上」の鋼構造物工事の実務経験を有する者。

キ　10年以上の鋼構造物工事の実務経験を有する者。

③　平成18年度以降（過去15年間）に次の同種工事の施工経験を有する者。

ア　同種工事とは、「鋼構造物工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　施工経験は、工場製作、現場据付のいずれかの施工経験のみでも可とする。

ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、工場製作又は現場据付の施工期間の１／２以上又は１年以上の期間を有していること。

なお、施工期間とは、工場製作時にあっては、契約工期のうち工事の着手日から現場施工の開始日までをいう。

現場据付時にあっては、契約工期のうち現場施工に着手するまでの準備期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格証（鋼構造物工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　現場据付に係る技術者においては、令和４年７月22日から、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

⑥　工場製作にかかる技術者においては、選任し配置するものとするが、工場製作段階では、本工事に対する専任での配置を要しない。

また、他工事に係る製作と一元的な管理体制での製作を行うことが可能である場合は、同一の配置予定技術者がこれらの製作を一括管理することができる。

なお、製作を一元的な管理体制（ＩＳＯ9001認定取得業者）のもとで行う場合は、工場製作に係る技術者には上記２の⑸の③の施工経験は問わない。

⑹　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサポート組織含む。）に設備、製品に対する保守サービス体制が整備され、「石川県」を保守サポートの範囲としている支店・営業所等が確立していること。

⑺　入札説明書に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。